



なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所 令和3年2月25日 15時00分  
広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年2月25日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約に係る情報の公表及び情報掲載に同意の上、応募若しくは契約の締結を  
行なうお、応札若しくは応募又は契約の締結を願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等にお  
ける不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研  
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上  
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい  
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、  
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いしま  
す。  
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出し  
ていただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 水産技術研究所廿日市庁舎警備業務
2. 業務目的 本業務は、火災・破損・不法侵入・盗難の防止及び研究設備等関連機器の故障や異常事態に対する備えとし、財産の保全を図り、施設の円滑な運営を行うことを目的とする。
3. 業務場所 広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 廿日市庁舎
4. 業務期間 自) 令和3年 4月1日  
至) 令和8年 3月31日
5. 業務内容
  - (1) 業務概要  
当所構内の警備対象建物について、警備機器等を使用したオンラインセキュリティシステムによる24時間体制の監視及び警備を行うものとする。
  - (2) 警備対象建物等  
該当建物及び設備は下記のとおりとし、当所建物等配置図及び別紙Ⅰ～Ⅲを参考にすること。
    - ① 本館
    - ② 環境保全実験棟
    - ③ 赤潮実験棟
    - ④ 有害物質影響評価実験棟
    - ⑤ 超微量実験棟
    - ⑥ 海水取水設備等（設備警備）
  - (3) 警備用機械装置  
警備用機械装置の機能は以下のとおりとし、各建物への設置箇所は別紙のとおりとする。ただし、各建物等に設置される警備センサーのチェックが全て完了しているかどうかを確認できるものを設置すること。なお、必要な機器や機器設置にかかる費用等は請負業者が負担する。
    - ① 建物外周部のドア、窓等の開閉を感知する機能
    - ② 建物内への侵入を感知する機能
    - ③ 警備用機械装置及び各種センサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
    - ④ 火災発生を感知する機能
    - ⑤ 施設内各種設備警報盤と接続し、異常を種類別に監視する機能
    - ⑥ 警備の開始、解除の操作を行う機能
    - ⑦ 基地局に異常等の信号を送信する機能
  - (4) 設備警備  
施設内の各種設備警備警報盤からの異常信号を受けた場合は、当所が指定する緊急連絡先へ連絡する。なお、当所からの要請に応じて、異常箇所の復旧までの

間、設備警備の対象から除外すること。

- (5) 警備責任時間帯  
警備責任時間帯は、原則として、警備開始の操作を行った時点から警備解除の操作を行った時点までとする。
- (6) 緊急時の対応  
自動警報装置により異常通報を受けた場合は、警備員を直ちに現場に急行させ、異常事態を確認し、事態の拡大防止・秩序保持業務を実施する。現場での事態の収拾が困難な場合、当所が指定する緊急連絡先へ連絡する。
- (7) 警備開始及び解除操作用品の貸与  
警備業務用機械装置の警備開始及び解除操作用品（カード等）を当所職員の人数分（約100名程度）用意し、業務期間中貸与すること。

## 6. その他

- (1) 請負業者は、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、担当職員へ届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 請負業者は、警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、業務着手前までに当所担当職員へ提出する。
- (3) 請負業者は、常に正常な機能が保持し、警備設備に異常が発見されたときは、警報設備の点検・維持管理を速やかに実施し、その結果を報告する。
- (4) 業務期間満了後は、原則として、設置した警備業務用機械装置を撤去すること。ただし、次年度も継続して契約することとなった場合は、この限りではない。
- (5) 本業務の実施に当たり、適応を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (6) 本業務の実施過程で知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、担当職員との打合せによるものとする。